

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（以下「契約細則」という。）第5条により公告する。

令和4年2月21日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 公立大学法人福島県立医科大学附属病院入院会計業務 一式
- (2) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学（福島市光が丘1番地）
- (3) 概要 入札説明書、公立大学法人福島県立医科大学附属病院入院会計業務仕様書のとおり
- (4) 納入期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 最低制限価格 この業務は、福島県財務規則（昭和39年福島県第17号。以下「県財務規則」という。）第261条を準用して、最低限価格を設定する業務である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 契約細則第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立てをした者若しくは申し立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (6) 各省庁・都道府県等、公的機関に対する入札参加資格を有する者であること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札時に入札参加資格の審査を行う。入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式1）に次の書類等を添付し、入札日当日に持参すること。
 - ア 上記2の(1)から(4)を誓約する書類（任意様式）
 - イ 上記の(6)を証明する書類
 - ウ 全部事項証明書（登記簿）謄本（提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- (2) 仕様書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間

令和4年2月21日（月）から令和4年2月25日（金）
（土曜日及び日曜日、祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

イ 閲覧場所

福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学附属病院 きぼう棟1階 医事課 病院業務係

電話：024-547-1034

(3) 当該入札に対する質問及び回答

ア 受付期間

令和4年2月21日（月）から令和4年2月22日（火）17時まで

イ 受付方法

入札仕様書等に関する質問書（様式4）により直接持参または下記記載アドレス宛の電子メールのいずれかの方法で提出すること。これ以外の方法による質問には対応しない。

ウ 受付場所

福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学附属病院 きぼう棟1階 医事課 病院業務係

電子メール kayako-h@fmu.ac.jp

エ 回答予定日

令和4年2月24日（木）

オ 回答書閲覧方法

公立大学法人福島県立医科大学ホームページに掲載する。

(4) 現場説明会は行わない。

4 入札場所及び日時等

入札場所及び日時等について次のとおりとする。

令和4年2月28日（月） 10時00分

公立大学法人福島県立医科大学 4号館4階 会議室

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加するものは、見積もる契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第9条第1項または第2項に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札に関する事項

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が承認され、4月1日以降で予算執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(3) その他、詳細は入札説明書による。